

扶桑町議会議案第 18 号

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案します。

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年扶桑町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第34条の16「第2項」を第34条の16「第1項」に改め、「基準」という。）の次に「に関し必要な事項」を加える。

第5条第3項中「行う」を「提供する」に改める。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第15条中「利用乳幼児に食事を提供する」を「食事の提供を行う」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）」を加える。

第22条第2項中「、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数以上とし」を「、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

第23条中「及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）」を削る。

第24条中「乳児等通園支援事業」の前に「一般型」を加える。

第25条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を「扶桑町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例（平成26年扶桑町条例第14号）」に改める。
第26条後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の16第1項</u>の規定に基づき、扶桑町（以下「町」という。）における乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）<u>に関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児等通園支援事業者は、自らその<u>提供する</u>乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、で</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の16第2項</u>の規定に基づき、扶桑町（以下「町」という。）における乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児等通園支援事業者は、自らその<u>行う</u>乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、で</p>

新	旧
<p>きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者は、<u>食事の提供を行う場合</u>（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>	<p>きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第15条 乳児等通園支援事業者は、<u>利用乳幼児に食事を提供する</u>場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p>

新	旧
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する</p>

新	旧
<p>法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 乳児等通園支援従事者の数は、<u>乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下るこ</u></p>	<p>法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 乳児等通園支援従事者の数は、<u>次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。</u></p>

新	旧
<p>とはできない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p><u>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。</u></p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。</p>	<p>(1) <u>乳児 おおむね3人につき1人</u></p> <p>(2) <u>満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人</u></p> <p>(3) <u>満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針<u>及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）</u>に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を</p>

新	旧
<p>(保護者との連絡)</p> <p>第24条 <u>一般型</u>乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>扶桑町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年扶桑町条例第14号）</u>（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>	<p>提供しなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第24条 乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</u>（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型</u></p>

新	旧
	<p><u>乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p>